

## 西宮市食品衛生責任者実務講習会開催要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、西宮市食品衛生法等の施行等に関する条例第8条第1項に規定する食品衛生責任者に関し、西宮市食品衛生法等の施行等に関する条例第3条別表10食品衛生責任者等(5)で定められた衛生講習会を西宮市食品衛生責任者実務講習会とし、西宮市長が実務講習会を実施、又は指定するにあたり必要な事項を定め、食品衛生責任者が常に食品衛生に関する新しい知見の修得に努めることを目的とする。

### (講習の内容)

第2条 講習の内容は、食品衛生責任者制度、食中毒予防対策、衛生管理、自主衛生管理、その他食品衛生に関する情報などとし、時間は1時間30分とする。

### (指定の申請)

第3条 西宮市食品衛生協会が本要綱に基づく食品衛生責任者実務講習会を開催する場合は西宮市保健所長に指定の申請を行わなければならない。

2 指定の申請は、開催日時、開催場所、講習の内容、講師氏名を記載した書面で行うものとする。

### (指定)

第4条 西宮市保健所長は、指定の申請が第2条の内容を満たしていると認めた場合は、食品衛生責任者実務講習会として指定する旨、西宮市食品衛生協会に通知する。

### (受講済証)

第5条 指定された食品衛生責任者実務講習会の講習会を開催した者は、受講した者に受講済証を交付するものとする。

### (名簿の登録)

第6条 指定された食品衛生責任者実務講習会の講習会を開催した者は、受講済証を交付した者を受講修了者名簿に登録するものとする。

### (実施報告)

第7条 指定された食品衛生責任者実務講習会の講習会を開催した者は、実施後西宮市保健所長に実施報告を行わなければならない。

### (受講済証明)

第8条 指定された食品衛生責任者実務講習会の講習会を開催した者は、受講者名簿登録者から講習会受講済証明書の発行を求められた場合、証明書を交付しなければならない。

附 則

この要綱は、平成26年2月13日から施行する。